

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当にそ  
日は、  
がとき  
日ると  
の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(生活保安課)

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

### ◇公安規則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正

(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額	金額 (一)		人 月 額	
		大居室を使用する場合	小居室を使用する場合		
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	現行 五六、四三〇円	改正後 五七、七〇〇円	現行 五五、四三〇円	改正後 五六、七〇〇円
二階層	一、六〇〇、〇〇〇円以下 一、五〇〇、〇〇〇円以上	現行 五九、四三〇円	改正後 六〇、七〇〇円	現行 五八、四三〇円	改正後 五九、七〇〇円
三階層	一、七〇〇、〇〇〇円以下 一、六〇〇、〇〇〇円以上	現行 六二、四三〇円	改正後 六三、七〇〇円	現行 六一、四三〇円	改正後 六二、七〇〇円
四階層	一、八〇〇、〇〇〇円以下 一、七〇〇、〇〇〇円以上	現行 六五、四三〇円	改正後 六六、七〇〇円	現行 六四、四三〇円	改正後 六五、七〇〇円
五階層	一、九〇〇、〇〇〇円以下 一、八〇〇、〇〇〇円以上	現行 六八、四三〇円	改正後 六九、七〇〇円	現行 六七、四三〇円	改正後 六八、七〇〇円
六階層	二、〇〇〇、〇〇〇円以下 一、九〇〇、〇〇〇円以上	現行 七一、四三〇円	改正後 七二、七〇〇円	現行 七〇、四三〇円	改正後 七一、七〇〇円
七階層	二、一〇〇、〇〇〇円以下 二、〇〇〇、〇〇〇円以上	現行 七六、四三〇円	改正後 七七、七〇〇円	現行 七五、四三〇円	改正後 七六、七〇〇円
八階層	二、二〇〇、〇〇〇円以下 二、一〇〇、〇〇〇円以上	現行 八一、四三〇円	改正後 八二、七〇〇円	現行 八〇、四三〇円	改正後 八一、七〇〇円
九階層	二、三〇〇、〇〇〇円以下 二、二〇〇、〇〇〇円以上	現行 八六、四三〇円	改正後 八七、七〇〇円	現行 八五、四三〇円	改正後 八六、七〇〇円
十階層	二、四〇〇、〇〇〇円以下 二、三〇〇、〇〇〇円以上	現行 九一、四三〇円	改正後 九二、七〇〇円	現行 九〇、四三〇円	改正後 九一、七〇〇円

2

平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正(附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、六九六、〇〇一円以上(現行三、六三九、一一二円以上)とするとともに、使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	収入額	使用料	改正後	改正前	改正後
十一階層	二、五〇〇、〇〇〇円以上 二、四〇〇、〇〇〇円以下	九六、四三〇円	九七、七〇〇円	九五、四三〇円	九六、七〇〇円
十二階層	二、六〇〇、〇〇〇円以上 二、五〇〇、〇〇〇円以下	一〇三、四三〇円	一〇四、七〇〇円	一〇二、四三〇円	一〇三、七〇〇円
十三階層	二、七〇〇、〇〇〇円以上 二、六〇〇、〇〇〇円以下	一一〇、四三〇円	一一一、七〇〇円	一〇九、四三〇円	一一〇、七〇〇円
十四階層	二、八〇〇、〇〇〇円以上 二、七〇〇、〇〇〇円以下	一二七、四三〇円	一二八、七〇〇円	一二六、四三〇円	一二七、七〇〇円
十五階層	二、九〇〇、〇〇〇円以上 二、八〇〇、〇〇〇円以下	一二四、四三〇円	一二五、七〇〇円	一二三、四三〇円	一二四、七〇〇円
十六階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 二、九〇〇、〇〇〇円以下	一三一、四三〇円	一三二、七〇〇円	一三〇、四三〇円	一三一、七〇〇円
十七階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、六九六、〇〇〇円以下 (現行三、六三九、一一二円以下)	一四二、五三〇円	一四四、九〇〇円	一四一、五三〇円	一四三、九〇〇円
十八階層	三、六九六、〇〇〇円以上 (現行三、六三九、一一二円以上)	一四三、二二〇円	一四五、五九〇円	一四二、二二〇円	一四四、五九〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

階層	金額 (一人月額)	
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
A 階層	現行 五六、四三〇円 改正後 五七、七〇〇円	現行 五五、四三〇円 改正後 五六、七〇〇円
B 階層	現行 六一、四三〇円 改正後 六一、七〇〇円	現行 六〇、四三〇円 改正後 六一、七〇〇円
C 一階層	現行 六六、四三〇円 改正後 六七、七〇〇円	現行 六五、四三〇円 改正後 六六、七〇〇円
C 二階層	現行 七一、四三〇円 改正後 七二、七〇〇円	現行 七〇、四三〇円 改正後 七一、七〇〇円
C 三階層	現行 七六、四三〇円 改正後 七七、七〇〇円	現行 七五、四三〇円 改正後 七六、七〇〇円
C 四階層	現行 八一、四三〇円 改正後 八二、七〇〇円	現行 八〇、四三〇円 改正後 八一、七〇〇円
C 五階層	現行 八六、四三〇円 改正後 八七、七〇〇円	現行 八五、四三〇円 改正後 八六、七〇〇円
C 六階層	現行 九一、四三〇円 改正後 九二、七〇〇円	現行 九〇、四三〇円 改正後 九一、七〇〇円
C 七階層	現行 九六、四三〇円 改正後 九七、七〇〇円	現行 九五、四三〇円 改正後 九六、七〇〇円
C 八階層	現行 一〇一、四三〇円 改正後 一〇二、七〇〇円	現行 一〇〇、四三〇円 改正後 一〇一、七〇〇円
C 九階層	現行 一〇六、四三〇円 改正後 一〇七、七〇〇円	現行 一〇五、四三〇円 改正後 一〇六、七〇〇円
C 十階層	現行 一四二、五三〇円 改正後 一四四、九〇〇円	現行 一四一、五三〇円 改正後 一四三、九〇〇円
D 階層	現行 一四三、二二〇円 改正後 一四五、五九〇円	現行 一四二、二二〇円 改正後 一四四、五九〇円

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正（別表関係）  
 対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額	金 額 (一) 人 月 (額)			
		大居室を使用する場合	小居室を使用する場合	改 正 後	改 正 後
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	五六、四三〇円	五五、四三〇円	五六、七〇〇円	五六、七〇〇円
二階層	一、六〇〇、〇〇〇円以下 一、五〇〇、〇〇〇円以上	五九、四三〇円	五八、四三〇円	六〇、七〇〇円	五九、七〇〇円
三階層	一、七〇〇、〇〇〇円以下 一、六〇〇、〇〇〇円以上	六二、四三〇円	六一、四三〇円	六三、七〇〇円	六二、七〇〇円
四階層	一、八〇〇、〇〇〇円以下 一、七〇〇、〇〇〇円以上	六五、四三〇円	六四、四三〇円	六六、七〇〇円	六五、七〇〇円
五階層	一、九〇〇、〇〇〇円以下 一、八〇〇、〇〇〇円以上	六八、四三〇円	六七、四三〇円	六九、七〇〇円	六八、七〇〇円
六階層	二、〇〇〇、〇〇〇円以下 一、九〇〇、〇〇〇円以上	七一、四三〇円	七〇、四三〇円	七二、七〇〇円	七一、七〇〇円
七階層	二、一〇〇、〇〇〇円以下 二、〇〇〇、〇〇〇円以上	七六、四三〇円	七五、四三〇円	七七、七〇〇円	七六、七〇〇円
八階層	二、二〇〇、〇〇〇円以下 二、一〇〇、〇〇〇円以上	八一、四三〇円	八〇、四三〇円	八二、七〇〇円	八一、七〇〇円

2

平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正(附則別表関係)  
 経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、六九六、〇〇一円以上(現行三、六三九、一二一円以

十八階層	十七階層	十六階層	十五階層	十四階層	十三階層	十二階層	十一階層	十階層	九階層
三、六九六、〇〇一円以上 (現行三、六三九、一二一円以上) 円以上)	三、三〇〇、〇〇〇円以上 三、六九六、〇〇〇円以下 (現行三、六三九、一二〇〇円以下) 円以下)	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、九〇〇、〇〇〇円以下	二、九〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、八〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、七〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、六〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、五〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、四〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、三〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下
一四二、九二〇円	一四二、五三〇円	一三一、四三〇円	一二四、四三〇円	一二七、四三〇円	一二〇、四三〇円	一〇三、四三〇円	九六、四三〇円	九一、四三〇円	八六、四三〇円
一四五、二九〇円	一四四、九〇〇円	一三一、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一一八、七〇〇円	一一一、七〇〇円	一〇四、七〇〇円	九七、七〇〇円	九二、七〇〇円	八七、七〇〇円
一四一、九二〇円	一四一、五三〇円	一三〇、四三〇円	一二三、四三〇円	一一六、四三〇円	一〇九、四三〇円	一〇二、四三〇円	九五、四三〇円	九〇、四三〇円	八五、四三〇円
一四四、二九〇円	一四三、九〇〇円	一三一、七〇〇円	一二四、七〇〇円	一二七、七〇〇円	一二〇、七〇〇円	一〇三、七〇〇円	九六、七〇〇円	九一、七〇〇円	八六、七〇〇円

上)とするとともに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金額 (一)		人月額	
	大居室を使用する場合	改正後	小居室を使用する場合	改正後
A 階層	五六、四三〇円	五七、七〇〇円	五五、四三〇円	五六、七〇〇円
B 階層	六一、四三〇円	六二、七〇〇円	六〇、四三〇円	六一、七〇〇円
C 一階層	六六、四三〇円	六七、七〇〇円	六五、四三〇円	六六、七〇〇円
C 二階層	七一、四三〇円	七二、七〇〇円	七〇、四三〇円	七一、七〇〇円
C 三階層	七六、四三〇円	七七、七〇〇円	七五、四三〇円	七六、七〇〇円
C 四階層	八一、四三〇円	八二、七〇〇円	八〇、四三〇円	八一、七〇〇円
C 五階層	八六、四三〇円	八七、七〇〇円	八五、四三〇円	八六、七〇〇円
C 六階層	九一、四三〇円	九二、七〇〇円	九〇、四三〇円	九一、七〇〇円
C 七階層	九六、四三〇円	九七、七〇〇円	九五、四三〇円	九六、七〇〇円
C 八階層	一〇一、四三〇円	一〇二、七〇〇円	一〇〇、四三〇円	一〇一、七〇〇円
C 九階層	一〇六、四三〇円	一〇七、七〇〇円	一〇五、四三〇円	一〇六、七〇〇円
C 十階層	一一一、四三〇円	一一二、七〇〇円	一一〇、四三〇円	一一一、七〇〇円
D 階層	一二一、九二〇円	一二五、二九〇円	一二一、九二〇円	一二四、二九〇円

三 この規則は、平成四年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則  
 一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置等に要する費用に係る入所者本人からの徴収上限額の特例措置を一年間延長するとともに、その額を次のとおり改めることとした。  
 (附則第四項関係)

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後
養護老人ホームに入所させる措置	一二〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円

二 一 この規則は、平成四年七月一日から施行することとした。

二 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 一 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)







十八号)の一部を次のように改正する。  
 附則別表の表を次のように改める。

階層	区 分	金額(一人月額)	
		大居室	小居室
A 階層	市町村民税を納付することを要しない者	五七、七〇〇円	五六、七〇〇円
B 階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	六二、七〇〇円	六一、七〇〇円
C 一階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	六七、七〇〇円	六六、七〇〇円
C 二階層	七、三〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	七二、七〇〇円	七一、七〇〇円
C 三階層	七、三〇〇円以上一四、九〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	七七、七〇〇円	七六、七〇〇円
C 四階層	一四、九〇〇円以上二二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八二、七〇〇円	八一、七〇〇円
C 五階層	二二、二〇〇円以上二九、七〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八七、七〇〇円	八六、七〇〇円
C 六階層	二九、七〇〇円以上三七、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九二、七〇〇円	九一、七〇〇円
C 七階層	三七、二〇〇円以上四四、六〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九七、七〇〇円	九六、七〇〇円
C 八階層	四四、六〇〇円以上五二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇二、七〇〇円	一〇一、七〇〇円

別表の表を次のとおり改正する。

階層	区 分	金額(一人月額)	
		大居室	小居室
C 九階層	五二、二〇〇円以上五九、八〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇七、七〇〇円	一〇六、七〇〇円
C 十階層	五九、八〇〇円以上の所得税を納付することを要する者	一四四、九〇〇円	一四三、九〇〇円
D 階層	対象収入額が三、六九六、〇〇円以上である者	一四五、五九〇円	一四四、五九〇円

階層	区 分	金額(一人月額)	
		大居室	小居室
一階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	五七、七〇〇円	五六、七〇〇円
二階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以上一、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六〇、七〇〇円	五九、七〇〇円
三階層	対象収入額が一、六〇〇、〇〇〇円以上一、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六三、七〇〇円	六二、七〇〇円
四階層	対象収入額が一、七〇〇、〇〇〇円以上一、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六六、七〇〇円	六五、七〇〇円
五階層	対象収入額が一、八〇〇、〇〇〇円以上一、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六九、七〇〇円	六八、七〇〇円
六階層	対象収入額が一、九〇〇、〇〇〇円以上二、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七二、七〇〇円	七一、七〇〇円
七階層	対象収入額が二、〇〇〇、〇〇〇円以上二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七七、七〇〇円	七六、七〇〇円

第二条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

八階層	対象収入額が二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八二、七〇〇円	八一、七〇〇円
九階層	対象収入額が二、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八七、七〇〇円	八六、七〇〇円
十階層	対象収入額が二、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九二、七〇〇円	九一、七〇〇円
十一階層	対象収入額が二、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九七、七〇〇円	九六、七〇〇円
十二階層	対象収入額が二、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇四、七〇〇円	一〇三、七〇〇円
十三階層	対象収入額が二、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一一、七〇〇円	一一〇、七〇〇円
十四階層	対象収入額が二、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一八、七〇〇円	一一七、七〇〇円
十五階層	対象収入額が二、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二五、七〇〇円	一二四、七〇〇円
十六階層	対象収入額が二、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三二、七〇〇円	一三一、七〇〇円
十七階層	対象収入額が三、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一四四、九〇〇円	一四三、九〇〇円
十八階層	対象収入額が三、六九六、〇〇〇円以上であるとき	一四五、五九〇円	一四四、五九〇円

附則別表の表を次のように改める。

階層	区 分	金額（一人月額）	
		大居室	小居室
A階層	市町村民税を納付することを要しない者	五七、七〇〇円	五六、七〇〇円
B階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	六二、七〇〇円	六一、七〇〇円
C一階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ所得税を納付することを要しない者	六七、七〇〇円	六六、七〇〇円
C二階層	七、三〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	七二、七〇〇円	七一、七〇〇円
C三階層	七、三〇〇円以上一四、九〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	七七、七〇〇円	七六、七〇〇円
C四階層	一四、九〇〇円以上二二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八二、七〇〇円	八一、七〇〇円
C五階層	二二、二〇〇円以上二九、七〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	八七、七〇〇円	八六、七〇〇円
C六階層	二九、七〇〇円以上三七、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九二、七〇〇円	九一、七〇〇円
C七階層	三七、二〇〇円以上四四、六〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	九七、七〇〇円	九六、七〇〇円
C八階層	四四、六〇〇円以上五二、二〇〇円以下の所得税を納付することを要する者	一〇二、七〇〇円	一〇一、七〇〇円

C九階層	五二、二〇一円以上五九、八〇〇円以下の所得税を納付する者	一〇七、七〇〇円	一〇六、七〇〇円
C十階層	五九、八〇一円以上の所得税を納付する者	一四四、九〇〇円	一四三、九〇〇円
D階層	対象収入額が三、六九六、〇〇〇円以上である者	一四五、二九〇円	一四四、二九〇円

別表の表を次のとおり改正する。

階層	区 分	金額(一人月額)	
		大居室	小居室
一階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	五七、七〇〇円	五六、七〇〇円
二階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以上一、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六〇、七〇〇円	五九、七〇〇円
三階層	対象収入額が一、六〇〇、〇〇〇円以上一、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六三、七〇〇円	六二、七〇〇円
四階層	対象収入額が一、七〇〇、〇〇〇円以上一、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六六、七〇〇円	六五、七〇〇円
五階層	対象収入額が一、八〇〇、〇〇〇円以上一、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六九、七〇〇円	六八、七〇〇円
六階層	対象収入額が一、九〇〇、〇〇〇円以上二、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七二、七〇〇円	七一、七〇〇円
七階層	対象収入額が二、〇〇〇、〇〇〇円以上二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七七、七〇〇円	七六、七〇〇円

八階層	対象収入額が二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八二、七〇〇円	八一、七〇〇円
九階層	対象収入額が二、二〇〇、〇〇〇円以上二、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八七、七〇〇円	八六、七〇〇円
十階層	対象収入額が二、三〇〇、〇〇〇円以上二、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九二、七〇〇円	九一、七〇〇円
十一階層	対象収入額が二、四〇〇、〇〇〇円以上二、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九七、七〇〇円	九六、七〇〇円
十二階層	対象収入額が二、五〇〇、〇〇〇円以上二、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇四、七〇〇円	一〇三、七〇〇円
十三階層	対象収入額が二、六〇〇、〇〇〇円以上二、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一一、七〇〇円	一一〇、七〇〇円
十四階層	対象収入額が二、七〇〇、〇〇〇円以上二、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一八、七〇〇円	一一七、七〇〇円
十五階層	対象収入額が二、八〇〇、〇〇〇円以上二、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二五、七〇〇円	一二四、七〇〇円
十六階層	対象収入額が二、九〇〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三二、七〇〇円	一三一、七〇〇円
十七階層	対象収入額が三、〇〇〇、〇〇〇円以上三、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一四四、九〇〇円	一四三、九〇〇円
十八階層	対象収入額が三、一〇〇、〇〇〇円以上であるとき	一四五、二九〇円	一四四、二九〇円

附 則  
この規則は、平成四年七月一日から施行する。

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則  
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三年七月一日から平成四年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成五年六月三十日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

養護老人ホームに入所させる措置	一三〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	二二〇、〇〇〇円

附 則

- この規則は、平成四年七月一日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の浜坂第二団地の項中

三四	九、六〇〇円
二	三一、三〇〇円

を

第一種県営住宅	一三八号から一六五号まで及び一九六号から二〇一号までの住宅
〃	一〇一号及び一〇三号の住宅

第一種県営住宅	一〇一号、一〇二号、一〇三号、一〇四号及び一〇五号の住宅
---------	------------------------------

二〇
三一、六〇〇円

四
三一、三〇〇円

を

に、

〃	〃	〃	〃	第二種 県営住宅	〃	第一種 県営住宅	〃	〃
五―二〇二号から五―二〇六号まで及び五―三〇二号から五―三〇六号までの住宅	五―一〇二号から五―一〇四号までの住宅	五―一〇五号及び五―一〇六号の住宅	五―二〇一号及び五―三〇一号の住宅	五―一〇一号の住宅	四―二〇一号から四―二〇四号まで及び四―三〇一号から四―三〇四号までの住宅	四―一〇二号及び四―一〇四号の住宅	二―二〇一号から二―二〇六号まで、二―三〇一号から二―三〇六号まで、三―二〇一号から三―二〇四号まで及び三―三〇一号から三―三〇四号までの住宅	二―二〇一号から二―二〇六号まで、二―三〇一号から二―三〇六号まで、三―二〇一号から三―二〇四号まで及び三―三〇一号から三―三〇四号までの住宅

一一号から一六号までの住宅	一〇	三	二	二	一	八	二	二〇
六	三一、三〇〇円	三一、八〇〇円	三四、六〇〇円	二六、六〇〇円	二七、一〇〇円	三八、一〇〇円	三八、六〇〇円	三一、六〇〇円

一一号から一六号までの住宅  
六  
一八、九〇〇円  
を

に改め、同表の集団地の項中

〃	〃
---	---

〃
---









鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第百八条の十四」を「第百八条の二十七」に改める。

別記様式第十二号の二及び別記様式第十二号の三中「第108条の14」を「第108条の27」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。